

計画作成年度	平成26年度
計画主体	飯豊町

飯豊町鳥獣被害防止計画

< 連絡先 >

担当部署名 山形県西置賜郡飯豊町農林振興課
所在地 山形県西置賜郡飯豊町大字椿2888
電話番号 0238-72-2111
FAX番号 0238-72-3827
メールアドレス i-nourinshinko@town.iide.yamagata.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、ツキノワグマ
対象期間	平成26年度～平成28年度
対象地域	飯豊町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(平成24年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル	かぼちゃ、じゃがいも等	1,587千円 2.0ha
ツキノワグマ	そば等	160千円 4.0ha

(2) 被害の傾向

1. ニホンザル

従来山間部だけの生息だったが、近年中山間部や平坦部での目撃が増加しており、イモ類や野菜類への食害被害が発生している。今後被害の拡大が予想され、農家の生産意欲の減退など農業経営に影響を及ぼすことが懸念されることから対策を講じていく必要がある。

2. ツキノワグマ

ここ数年は農村部の住宅付近で出没が確認されるなど、飼料用とうもろこしや果樹等への被害が発生している。今後も住民や家畜等への被害の発生・増加が懸念されている。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	現状値(平成24年度)		目標値(平成28年度)	
	金額	面積	金額	面積
ニホンザル	1,587千円	2.0ha	1,110千円	1.4ha
ツキノワグマ	160千円	4.0ha	112千円	2.8ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	鳥獣保護法に基づく有害鳥獣捕獲において実施してきた。 この捕獲においては、銃器及び捕獲用檻で実施している。	捕獲体制について、従来猟友会会員により行われてきたが、高齢化により担い手不足が深刻化している。
防護柵の設置等に関する取組	地域において自主的な追い払い活動を実施するとともにお墓へのお供え物の持ち帰りや放任果樹等の除去の呼びかけを実施している。	地域農業の担い手の減少によって、耕作放棄地や放任果樹の除去・管理において人手不足となっている。

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の捕獲組織である猟友会組織の強化・拡大を図りながら、平成26年度において飯豊町鳥獣被害対策実施隊（仮称）を設置し、効果的な捕獲を推進する。 ・ 地域の被害防止活動取組の意識啓発を推進し、地域自主防衛体制の組織化とその活動への支援を実施する。 ・ 各種広報により地域住民への啓発活動と情報提供を行う。 ・ 被害防止対策に関する研修会、講習会を実施する。 ・ 専門家の指導・助言を受けながら、より効果的な被害防止策を検討する。

3 . 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>従来、猟友会の協力による地域のパトロールを実施していたが、飯豊町鳥獣被害対策実施隊（仮称）が主体となり、被害地域の住民と連携しながら必要に応じて銃器又は捕獲用檻による有害個体の捕獲を実施し、個体数調整の適正化を図る。</p> <p>また、猟友会の担い手不足を解消するため、被害者本人を始めとした地域住民自らが狩猟免許を取得するような誘導を図る。</p>

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
26～ 28年度	ニホンザル ツキノワグマ	捕獲担い手の確保のための研修会を開催し、意識向上を推進する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
山形県の鳥獣保護管理計画に基づいて設定し、被害状況に応じた捕獲を行っていく。			
対象鳥獣	捕獲計画数等		
	26年度	27年度	28年度
ニホンザル	15頭	15頭	15頭
ツキノワグマ	県ツキノワグマ保護管理計画による	同	同

捕獲等の取組内容
農作物被害の発生状況により、銃器及び捕獲檻を用いて有害な個体を捕獲する。また、有効な捕獲体制を整備するため、地域の自主的な活動を促しながら、地域の実情に合わせた体制整備を進める。 平成26年度において、飯豊町鳥獣被害対策実施隊を設置する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当無し	該当無し

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	26年度	27年度	28年度
ニホンザル	1,000m	1,800m	2,600m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
26～ 28年度	ニホンザル ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講習会等を通じて地域住民の意識と技術向上を図り、地域住民が主体となって放置野菜の除去や植物残渣を適正に処理する等の対応が図られるよう徹底していく。 ・ 地域の自主防衛体制の組織化を図り、追い払い活動や連絡体制強化と効率化を図る。 ・ 研修会を通じて野生動物の生態を学び、食害防止のための防護柵や機器の正しい設置方法の共有化を図る

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関の名称	役割
飯豊町役場	通報受理、関係機関への連絡、現場確認、捕獲等の指示・指導 地域への告知、被害状況等確認、事後対応
長井警察署	通報受理、現場確認、捕獲等の指示・指導
飯豊町猟友会(実施隊)	現場確認、捕獲・駆除
山形おきたま農業協同組合飯豊支店	現場確認、地域への告知、被害状況等確認、事後対応
山形県	被害状況確認、事後指導

(2) 緊急時の連絡体制

		猟友会 (実施隊)	
被害者	飯豊町役場	農業協同組合	必要に応じて地域巡回
被害地域住民		山形県	
	長井警察署		

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	飯豊町農作物鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
山形おきたま農業協同組合 飯豊支店	農業者被害情報の収集・提供と、被害対策の普及・推進を行う。
置賜農業共済組合	農業者被害情報の収集・提供と、被害対策の普及・推進を行う。
置賜総合支庁産業経済部 西置賜農業技術普及課	地域の実情にあった効果的活効率的な被害防止対策に関する助言・指導等を行う。
飯豊町猟友会(実施隊)	有害鳥獣関連情報の提供と捕獲の実施を行う。
鳥獣保護員	有害鳥獣関連情報の提供と保護の実施を行う。
飯豊町農業委員会	農業者被害情報の収集・提供と、被害対策の普及・推進を行う。
飯豊町農林振興課	各機関との連絡調整と、被害対策の普及・推進を行う。

(2) 関係機関に関する事項

置賜総合支庁産業経済部	地域の実情にあった効果的かつ効率的な被害防止対策に関する助言・指導等を行う。
飯豊町農業技術者会	被害対策の普及・推進活動への協力を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成25年度において猟友会と協議を進め、平成26年度において飯豊町鳥獣対策実施隊を(仮称)を設置する。

実施隊は、本町の職員や猟友会から推薦のあった捕獲員で組織し、効果的な捕獲・追払いに従事するとともに、被害防止対策の普及啓発を推進する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

簡易電気柵の設置など地域の自主的な被害防止活動を支援し、自立的な自営組織構築を促進する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲後、速やかに埋没等適切な処理を行う。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特記事項なし